

議案第20号

訴訟上の和解について

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

訴訟上の和解をする必要があるので、本案を提出いたします。

1 議決事件

訴訟上の和解

2 事件名及び裁判所

(1) 事件名 平成29年(ワ)第32351号 損害賠償請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

3 当事者

(1) 原告 葛飾区

(2) 被告 東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

代表取締役 新野 隆

4 訴えの趣旨

(1) 「子ども・子育て支援新制度対応に伴う子育て支援総合システム改修委託(二次分)」契約に基づく被告の債務の履行の遅滞に係る原告の損害について、被告は、原告に対し、金4,140万6,480円及びこれに対する平成27年10月31日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

5 和解の内容

(1) 被告は、原告に対し、本件和解金として3,000万円の支払義務があることを認める。

- (2) 被告は、原告に対し、(1)の金員を、令和2年4月30日限り、原告の発行する納入通知書により支払う。
- (3) 被告が(2)の支払を怠った場合、被告は、原告に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する令和2年5月1日（(2)の支払期日の翌日）から支払済みまで年1割の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 原告は、(2)の支払確認後、速やかに被告に対する指名保留を解除し、被告に対し解除通知書を送付するとともに、原告内部に周知する。また、原告は、本件に関して被告の指名停止を行わず、被告は、これまでの原告の手續について異議等を述べないものとする。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。